

# 自動車運転免許(大型・準中型・準中型(限定解除)・けん引)取得助成金交付要綱

平成22年5月17日制定

公益社団法人 新潟県トラック協会

## (目的)

第1条 新潟県トラック協会（以下「県ト協」という。）は、平成29年3月12日に改正施行された道路交通法において準中型免許制度が新設されたことにより、中型・大型免許取得ドライバーの確保、若年ドライバーの雇用機会の減少、免許取得費用の増大等の問題が懸念されることから、会員事業者が（以下「会員」という。）雇用の安定確保を図るため、会員従業員が新たに「大型免許」「準中型免許」「準中型（限定解除）」「けん引免許（中型・大型免許取得者に限る）」の取得に要した費用の一部を助成することにより、安心、安全で安定した輸送サービスの提供に寄与することを目的とする。

## (助成対象)

第2条 助成の対象は、前条の対象運転免許のいずれかを当該年度の4月1日より翌年の1月末日までに取得し、免許取得後1年以上当該会員事業所に継続して勤務することに同意したものに限る。

## (交付額)

第3条 一人あたりの助成金の交付額は、下記金額を上限とし、免許取得にかかる基本教習料（技能講習料）の50パーセントとする（1,000円未満の端数切り捨て）。また、1会員あたりの助成対象者は5名以内とし、同一従業員に係る助成は1回限りとする。ただし、国等の補助金の受給を受けた場合は助成金を交付しない。

免許種別	一人当たりの助成上限額
大 型	100,000円
準 中 型	40,000円
準中型（限定解除）	25,000円
けん引	50,000円

(助成金の請求)

第4条 会員は、様式1の「自動車運転免許（大型・準中型・準中型（限定解除）・けん引）取得助成事業交付申請書（助成金交付請求書）」に教習所等が発行した会員会社宛請求書（写）及び領収書（写）を添付して、県ト協会長に助成金を請求する。

2. 当該年度の受付は2月10日までとする。ただし、予算に達した場合は受付を終了することができる。

(助成金の交付)

第5条 県ト協は、前条の交付申請書（助成金交付請求書）の提出があったときには、速やかにその申請を審査し条件に適合すると認められたときは、会員に対して助成金を交付する。

(助成金の返還)

第6条 事業者は、助成対象となった者が免許取得の日から起算して1年を経過するまでの期間に、当該会員事業所を離職、または県外事業所に異動した場合には助成金の全額を返還しなければならない。

2. 会員資格を失ったとき。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、県ト協が別にこれを定める。

(附 則)

第1条 本要綱は、平成22年4月1日より適用する。

一部改正 平成29年3月8日

様式1 (第4条関係)

令和 年 月 日

自動車運転免許(大型・準中型・準中型(限定解除)・けん引)取得助成事業交付申請書  
(助成金交付請求書)

公益社団法人  
新潟県トラック協会会長 殿

住 所  
会社名  
代表者

⑩

今般、当社の下記従業員は下記の通り新たに自動車運転免許を取得したので、自動車運転免許(大型・準中型・準中型(限定解除)・けん引)取得助成事業交付要綱第4条に基づき関係書類を添えて申請(請求)いたします。

記

1. 運転免許取得者の氏名： \_\_\_\_\_
2. 取得免許の種類： 大型 ・ 準中型 ・ 準中型(限定解除) ・ けん引
3. 取得年月日： 令和 年 月 日
4. 助成申請額： \_\_\_\_\_ 円
5. 添付書類
  - ・ 自動車運転免許証(写)
  - ・ 教習所等の基本料金表(写)
  - ・ 教習所等発行の請求明細書(写)(基本額が記載されていること)及び会社宛領収書(写)
  - ・ 健康保険証(写)
  - ・ 勤続勤務同意書
6. 振込先銀行口座
  - ・ 銀行名： 銀行・信用金庫・信用組合
  - ・ 支店名： 本店・支店
  - ・ 預金種別： 普通・当座
  - ・ 口座番号： \_\_\_\_\_
  - ・ 口座名義： フリガナ \_\_\_\_\_
7. 申請担当者
  - ・ 氏名： \_\_\_\_\_
  - ・ 電話番号： \_\_\_\_\_

添付書類

## 自動車運転免許取得者の勤続勤務同意者

私は今後1年間は（会社名） \_\_\_\_\_ に  
勤続して勤務することに同意いたしますので会社へ取得助成金を交付してください。

現住所 \_\_\_\_\_

ふりがな

氏名(自署) \_\_\_\_\_ ⑩

生年月日 \_\_\_\_\_

入社年月日 \_\_\_\_\_

当該免許取得年月日 \_\_\_\_\_

所属および職種 \_\_\_\_\_

-----  
上記の者は当社に在籍していることを証明いたします。

また、1年以内に退職または県外営業所に異動した場合には助成金の全額を（公社）新潟県トラック協会に返還すること、並び、国等から自動車運転免許の助成金を受けていないことを誓約いたします。

令和      年      月      日

公益社団法人 新潟県トラック協会長 様

住 所  
会社名  
代表者

⑩